

地域医療機能推進機構玉造病院
医療安全管理指針

目次

- 第1 基本理念
- 第2
 - I 用語の定義
 - II 事象の定義および概念
- 第3 医療安全管理体制の整備
 - I 医療安全管理責任者、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医薬品安全管理者、医療機器安全管理責任者、医療機器安全管理者、医療安全推進担当者の設置
 - II 医療安全管理室の設置
 - III 医療安全管理委員会の設置
 - IV リスクマネジメント部会の設置
 - V 患者相談窓口の設置
 - VI 報告体制の整備
- 第4 医療安全管理のための研修
 - I 研修の実施
 - II 研修の方法
- 第5 事故発生時の対応
 - I 救命処置の最優先
 - II 報告と記録
 - III 患者・家族への説明
 - IV 当事者および関係者への支援
 - V 医療事故の関係方面への報告・公表
- 第6 医療安全管理のための改善方策
 - I 報告にもとづく情報収集
 - II 報告内容の検討等
 - III その他
- 第7 安全管理のための指針・マニュアルの整備
 - I 安全管理マニュアル等
 - II 医療安全管理マニュアル等の作成と見直し
 - III 医療安全管理マニュアル等作成の基本的な考え方
- 第8 その他 医療安全管理指針の周知、閲覧
 - I 本指針の周知
 - II 本指針の見直し、改正
 - III 本指針の閲覧

第1 基本理念

医療現場で安全を確保するために、私たち医療従事者は、常に危機意識を持ち、患者の安全を第一に考えた医療を実践しなければならない。しかし医療には、潜在的に不確実な部分があり、たとえ過失がなくても、ある一定の確率で予期しない状況や、望ましくない事態を招き、患者の安全を損なう有害事象を招くことがある。この有害事象の発生は医学的事由や医療者個人の技量のみならず、病院全体のシステム内の様々な背景因子が複合的に関与すると考えられている。

当院に勤務するすべての医療従事者個人の事故防止対策と病院全体で構築する組織的な事故防止対策の両面からの対策を推し進めることで、有害事象を誘発しない環境が構築され、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者は安全な医療を受けることが可能となる。

これらの取り組みを明確なものとし、本院における安全管理、医療事故防止の徹底を図るため、ここに医療安全管理指針を定める。

第2 用語の定義、事象の定義および概念

I 用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 本院

独立行政法人地域医療機能推進機構 玉造病院

2. 職員

本院に勤務するあらゆる職種職員。

3. 上司

当該職員の直上で管理的立場にある者

4. 独立行政法人医療機能推進機構 医療安全管理指針

JCHO各病院において、医療安全を推進していくための基本的な考え方を示したもの。

5. 医療安全管理指針

本院における医療安全管理体制、医療安全管理のための職員研修、医療有害事象対応等の医療安全管理のための基本方針を示したもので、JCHO医療安全管理指針に基づき作成する。医療安全管理指針は、医療安全管理委員会において策定及び改定されるものとする。

6. 独立行政法人地域医療機能推進機構 医療安全管理マニュアル

JCHOの各病院に共通する医療安全のための未然防止策、医療安全対応等について標準的な内容を記載したもの。JCHO医療安全管理マニュアルは、本部にて作成され、概ね1回/年の点検、見直しがされる。

7. 医療安全管理マニュアル

本院における医療安全管理のための未然防止策、発生時の対応等を具体的に記載したものの。医療安全管理マニュアルは、病院内の関係者の協議のもとに作成され医療安全管理委員会で承認を受け、概ね1回/年の点検、見直しを行うものとする。

II 事象の定義および概念

本指針で使用する主な事象の定義および概念は、以下のとおりとする。

1. インシデント（ヒヤリ・ハット）

インシデントとは、日常診療の現場で、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”としたりした経験を有する事例を指し、実際には患者へ傷害を及ぼすことはほとんどなかったが、医療有害事象へ発展する可能性を有していた潜在的事例をいう。具体的には、ある医療行為が、(1)患者へは実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの傷害が予測された事象、(2)患者へは実施されたが、結果として患者へ傷害を及ぼすには至らなかった不適切な事象、又は(3)結果として比較的軽微な傷害を及ぼした事象を指す。なお、患者だけでなく訪問者や医療従事者に、傷害の発生又はその可能性があったと考えられる事象も含む。

インシデント・アクシデントの患者影響度分類では、0～3a が対象となる。

2. アクシデント（医療有害事象、医療事故）

アクシデントとは、防止可能なものか、過失によるものかにかかわらず、医療に関わる場所で、医療の過程において、不適切な医療行為（必要な医療行為がなされなかった場合を含む。）が、結果として患者へ意図しない傷害を生じ、その経過が一定程度以上の影響を与えた事象をいう。インシデント・アクシデントの患者影響度分類では、3b～5 が対象となる。

※医療事故調査制度における医療事故の定義は、本定義とは異なることに留意のこと。
参考) 医療事故調査制度における医療事故の定義（医療法第6条の10）当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの

3. 医療過誤

過失によって発生したインシデント・アクシデントをいう。過失とは、結果が予測できていたにもかかわらず、それを回避する義務（予見性と回避可能性）を果たさなかったことをいう。

※（附）インシデント・アクシデントの患者影響度分類

第3 医療安全管理体制の整備

本院においては、以下の事項を基本とし、病院内における医療安全管理体制の確立に努める。医療安全管理の推進のために、医療安全管理責任者の下に、医療安全管理者、医薬品安

全管理責任者、医薬品安全管理者、医療機器安全管理責任者、医療機器安全管理者を置き、さらに部門においては、医療安全推進担当者を配置するものとする。

I 医療安全管理責任者、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医薬品安全管理者、医療機器安全管理責任者、医療機器安全管理者、医療安全推進担当者の設置

1. 医療安全管理責任者の配置

医療安全管理責任者は、本院における医療安全の総括的な責任を担う者とする。

2. 医療安全管理者の配置

(1) 医療安全管理者は、本院における医療安全管理に係る実務を担当し、医療安全を推進する者とする。専任、兼任の別を問わない。

(2) 医療安全管理者は、所定の医療安全管理者養成の研修を終了した医療安全に関する十分な知識を有する者とする。

(3) 医療安全管理者は、医療安全管理責任者の指示を受け、各部門の医療安全推進担当者と連携、協同し、医療安全管理室の業務を行う。

(4) 医療安全管理者は医療安全管理室の業務のうち以下の業務について主要な役割を担う。

1) 医療安全管理部門の業務に関する企画、立案及び評価

2) 定期的な院内巡回による各部門における医療安全対策の実施状況の把握と分析及び医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策の推進

3) 各部門における医療安全推進担当者への支援

4) 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整

5) 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を年2回以上実施

6) 相談窓口等の担当者との密接な連携のうへで、医療安全対策に係る患者・家族相談に適切に応じる体制の支援

3. 医薬品安全管理責任者の配置

医薬品安全管理責任者は、本院の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行う者とする。専任、兼任の別を問わない。

(1) 従事者に対して、医薬品の安全使用のための研修の実施

(2) 医薬品の業務手順に基づく業務の実施の管理

(3) 医薬品の安全使用のために必要となる情報を収集し、医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策の実施

4. 医薬品安全管理者の配置

医薬品管理に必要な知識及び技能を有する職員で、医療安全管理責任者の指名により医薬品安全管理責任者の補佐を担当する者。専任、兼任の別を問わない。

5. 医療機器安全管理責任者の配置

医療機器安全管理責任者は、本院の管理者の指示の下に、次の掲げる業務を行う者とし、

以下の業務について主要な役割を担う。専任、兼任の別を問わない。

- (1) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- (3) 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集、及びその他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

6. 医療機器安全管理者の配置

医療機器管理に必要な知識及び技能を有する職員で、医療安全管理責任者の指名により医療機器安全管理責任者の補佐を担当する者。専任、兼任の別を問わない。

7. 医療安全推進担当者の配置

各部門の医療安全管理の推進に資するため医療安全推進担当者を置く。

- (1) 医療安全推進担当者は、各部門、診療科及び各看護単位にそれぞれ1名を置くものとし、医療安全管理責任者が指名する。
- (2) 医療安全推進担当者は、医療安全管理室の指示により以下の業務を行う。
- (3) 各部門におけるインシデント・アクシデントの原因及び防止方法並びに医療安全管理体制の改善方法についての検討及び提言
- (4) 各部門における医療安全管理に関する意識の向上
- (5) インシデント・アクシデント報告の内容の分析及び報告書の作成
- (6) 委員会において決定した再発防止策及び安全対策に関する事項の各部門への周知徹底、その他委員会及び医療安全管理室との連絡、調整
- (7) 職員に対するインシデント・アクシデント報告の積極的な提出の励行
- (8) その他、医療安全管理に関する事項の実施

II 医療安全管理室の設置

医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内の安全管理を担うため、医療安全管理室を設置する。

1. 室員の構成、管理・運営

- (1) 医療安全管理室は、院長の任命する医療安全対策において十分な経験を有する医師を室長とし、室長が必要と定めた職員で構成される。
- (2) 医療安全管理室の管理・運営に関し必要な事項は、別途定める。
- (3) 医療安全管理室の下に作業部会を設置し、医療安全管理室の業務の一部を行うことができる。

2. 医療安全管理者の権限

- (1) 医療安全管理者は、院長の任命を受け、安全管理のために必要な権限の委譲と、人材、予算およびインフラなど必要な資源を付与されて、院長の指示に基づいてその業務を行う。
- (2) 医療事故発生時などの緊急の場合、院長承認の下、医療安全管理委員長（医療安全管理室長）に医療安全管理委員会を臨時で開催することについて提言できる。

- (3) 医療事故および重要事例発生の場合、院長承認の下、事故分析や対策の検討に対しリスクマネジメント部会を臨時で開催することをリスクマネジメント部会長（医療安全管理室長）に提言できる。
- (4) 医療安全の研修の企画運営に関して意見を述べ必要な研修を随時開催することができる。
- (5) 患者相談窓口で対応した事例について医療安全の観点から職員への啓蒙や教育が必要な事案についてはリスクマネジメント部会や医療安全委員会で取り扱うことができる。
- (6) 医療安全に関するマニュアルの作成や改訂については医療安全管理指針に則り、各部門のマニュアルの整備に関しても助言や提言ができる。
- (7) 医療事故および有害事象、警鐘事例、訴訟事例の発生時は必要な情報として患者カルテを閲覧することができる。
- (8) 医療事故を含めインシデント、アクシデント事例として報告されたデータを収集、分析、評価して医療事故防止活動に活かすことができる。
- (9) 医療安全に関して、患者や職員の個人情報にふれない範囲の必要な相談を JCHO 本部、中四国事務所、近隣や JCHO 病院の医療安全管理室、島根県看護協会などの公的機関に相談することができる。
- (10) 院内をラウンドし各部門・部署に対して医療安全の観点から改善案の提言や指導ができる。
- (11) 医療安全管理室に所属するものとして患者間や医療者間において調整を行うに当たって中立の立場を保持することができる。

3. 医療安全管理室の業務

- (1) 委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、並びにその他委員会の庶務に関すること。
- (2) 医療安全に関する日常活動に関すること。
- (3) 医療安全に関する現場の情報収集及び実態調査（定期的な現場の巡回・点検、マニュアルの遵守状況の点検）
- (4) マニュアルの作成、点検及び見直しの提言等
- (5) インシデント・アクシデント報告書の収集、保管、分析、分析結果等の現場へのフィードバックと集計結果の管理、及び具体的な改善策の提案、推進とその評価
- (6) 医療安全に関する最新情報の把握と職員への周知（他院における警鐘事例の把握）
- (7) 医療安全に関する職員への啓発、広報
- (8) 医療安全に関する教育研修の企画、運営
- (9) 地区事務所及び本部への報告、連携
- (10) 医療安全管理に係る連絡調整
- (11) アクシデント発生時の支援等に関すること。
 - 1) 診療録や看護記録等の記載、インシデント・アクシデント報告書の作成について職場責任者に対する必要な支援
 - 2) 患者や家族への説明など、重大なアクシデント等発生時の対応状況についての確認と必要な支援（患者及びその家族、弁護士、警察等の行政機関並びに報道機関等

への対応は、院長、副院長、事務部長のほか、それぞれの部門の管理責任者が主として行う)

- 3) 医療安全管理委員会委員長の招集指示を受け、事案の原因分析等のための臨時医療安全管理委員会を開催
- 4) 原因究明が適切に実施されていることの確認と必要な指導
- 5) インシデント・アクシデント報告書の保管
- 6) 秘匿性に関する指導と支援
- 7) その他、医療安全対策の推進に関すること。

III 医療安全委員会の設置

本院内における医療安全管理対策を総合的に企画、実施するために、医療安全管理委員会(以下「委員会」という)を設置する。

1. 医療安全管理委員会の設置

- (1) 委員会の規程を別に定める
- (2) 規程には、会議の組織、運営等を定める

2. 委員の構成

医療安全管理委員会は、委員長を院長又は医療安全管理担当の副院長とし、次の職員で構成される。

- (1) 院長、副院長、事務部長及び看護部長
- (2) 医療安全管理者(兼任を可とする)
- (3) 各診療科部長又は医長
- (4) 副看護部長
- (5) 薬剤科長(医薬品安全管理責任者)
- (6) 診療放射線技師長
- (7) 臨床検査技師長
- (8) 医療機器安全管理責任者(兼任を可とする)又は医療機器安全管理者(兼任を可とする)
- (9) その他院長が必要と認める者

委員の氏名および役職は書面により公表し、本院の職員および患者等の来院者に告知する。委員長に事故があるときは、事務部長がその職務を代行する。

3. 委員の業務

- (1) 医療安全管理委員会の開催および運営
- (2) 医療安全に関する調査および情報交換に関すること
- (3) 医療事故などの原因分析、評価、対策に関すること
- (4) 重大な医療事故への対応に関すること
- (5) その他医療安全に関すること

IV リスクマネジメント部会の設置

本院内における医療安全管理対策を実効あるものとするため、委員会のもとにリスクマネジメント部会（以下「部会」という）を設置する

1. 部会は、医療安全管理者、医師、薬剤師、看護師その他の医療技術職員及び事務職員等をもって構成される。
2. 部会の管理・運営に関し必要な事項は、別途定める。

V 患者相談窓口の設置

1. 患者相談窓口の設置

患者・家族などからの苦情、相談に応じられる体制を確保するために、院内に患者相談窓口を常設する。相談窓口対応者は、医療安全管理者と密な連携を図り、医療安全に係る患者及びその家族の相談に適切に応じる体制を整備する。

2. 患者相談窓口の管理運営に関しては、別途、患者相談窓口取扱い規程に定める。

VI 報告体制の整備

1. 報告に係る基本的な考え方

医療安全に係る報告体制は、WHOのドラフトガイドラインにおける「学習を目的としたシステム」に準じたもので、責任追及を目的とするものではなく、原因究明と再発防止を図ることにより、医療安全の推進を目的としたものである。したがって、報告書は病院における医療安全推進のために用いられ、報告することによる個人への懲罰等は伴わないものとする。

2. 報告の手順と対応

インシデント・アクシデントが発生した場合、当事者又は関係者は、可及的速やかに上司に報告することとする。報告を受けた上司は、医療安全管理責任者又は医療安全管理者へ報告し、事態の重大性を勘案して、速やかに院長に報告する必要があると認めた事案は直ちに報告し、それ以外の事案については定期的に報告する。

(1) 報告の方法

インシデント・アクシデント報告書により上司に報告する。ただし、緊急を要する場合は、直ちに口頭で報告し、その後、速やかに文書による報告を行う。なお、インシデント・アクシデント報告書の記載は、原則として発生の直接の原因となった当事者又は発見者が行うが、不可能な場合には関係者が代わって行う。報告書は再発防止に役立つものであり、これをもって懲罰の対象や理由となるものではない。

(2) 地区事務所・本部への報告

地区事務所・本部への報告は、原則として本院の医療安全管理者が行う。

(3) インシデント・アクシデント報告書の保管

インシデント報告書については、原則として報告日の翌年4月1日を起点に1年以上、アクシデント報告書については5年以上保存するものとする。

第4 医療安全管理のための研修

I 研修の実施

1. 医療安全管理委員会は予め作成した研修計画にしたがい、1年に2回以上全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的実施する。
2. 研修は、医療安全管理の基本的な考え方、医療事故防止の具体的な手法などを全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図る。
3. 院長は本院で重大事故が発生した後など、必要があると認めるときは、臨時に研修を行うものとする。
4. 医療安全管理委員会（医療安全管理室）は、研修を実施したときは、その概要（開催日時、出席者、研修項目）を記録し、2年間保管する。
5. 職員は、研修が実施される際には、極力受講するよう努力する。

II 研修の方法

医療安全管理のための研修は、院長等の講義、院内での報告会、事例分析、外部講師を招聘しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献の抄読などの方法によって行う。

第5 事故発生時の対応

I 救命措置の最優先

1. 医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、可能な限り、本院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。
2. 本院での対応が不可能と判断された場合は、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資源・人材を提供する。

II 報告と記録

1. アクシデントが発生した場合は速やかにアクシデント報告書により上司に報告する。緊急を要する場合は口頭で報告し、その後速やかに所定の手順により、文書による報告を行う。なお、インシデント・アクシデント報告書の記載は、原則として発生の直接の原

因となった当事者又は発見者が行うが、不可能な場合には関係者が代わって行う。報告書は再発防止に役立てるものであり、これをもって懲罰の対象や理由となるものではない。

2. 事故の報告を受けた上司（部門の長・事務部長・看護部長・副院長など）は、患者の現在の状態等を、直接に病院長等へ迅速かつ正確に報告する。
3. 院長は、必要に応じて委員長に医療安全管理委員会を緊急招集・開催させ、対応を検討させることができる。
4. 報告を行った職員は、その事実および報告の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録に記載する。

Ⅲ 患者・家族への説明

1. 事故発生時、救命措置の遂行に支障をきたさない限り速やかに事故の状況、現在実施している回復処置・その見通し等について、患者・家族等に誠意をもって説明する。
2. 説明にあたっては、医師、看護師長とで患者・家族への対応を行なう。検査等での事故の場合は当該部署の責任者と医師・看護師長とで対応する。重大な事故の場合は院長の指示によるものとする。
3. 説明内容を診療録、看護記録へ詳細に記載する。
 - (1) 初期対応が終了次第速やかに記載する。
 - (2) 事実を客観的に正確に記載する。
 - (3) 誤解のない表現を用いる。
 - (4) 患者家族への説明は、その内容とあわせて患者・家族からの応答・質問等も記録する。

Ⅳ 当事者及び関係者（職員）への対応

1. 個人の責任を追及することなく組織としての問題点を検討する。
2. 当事者に対しては、発生直後から継続的な支援を行う。

Ⅴ 医療事故の関係方面への報告・公表

1. 本部への報告
院長は、下記の場合は速やかに具体的内容を本部へ報告するものとする。
 - (1) 重大な医療事故が発生した場合
 - (2) 医療事故が発生し、その結果が重大なものでなくても、明白な過誤がある場合
 - (3) その他、当該医療事故が他の医療機関でも起こる可能性があり、他院での事故の

発生が回避される場合

2. 保健所への報告

院長は、前記1.(1)に該当する場合、所轄保健所へ届け出を行う。

3. 警察署への届出

- (1) 院長は、前記1.(1)に該当する場合、過誤の存在が明らかになった場合には、速やかに所轄警察署へ届け出を行い、所轄保健所にも報告する。
- (2) 法令等により事故報告が求められている場合で、地域への影響が生じる可能性がある場合も、所轄警察署へ届け出を行う。
- (3) 警察署へ届け出を行う場合には原則として事前に患者及び患者家族に説明を行う。

4. 医療事故調査・支援センターへの報告

院長は、医療事故調査制度に基づき、下記の場合は速やかに具体的内容を医療事故調査・支援センターへ報告するものとする。

- (1) 当院の医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡で、管理者が予期しなかった場合

5. 公表

重大な医療事故が発生した場合には、本部と協議し、原則として公表する。ただし、公表に当たっては患者及び患者家族の意思を考慮し、プライバシーにも十分配慮する。

(1) 過誤のある場合

患者の生死に関わる重大な医療事故については、事故発生後速やかに報道機関に対し記者発表等を行うとともに病院のホームページに公表する。

(2) 過誤のない場合

患者の生死に関わる重大な医療事故については、3ヶ月以内に病院のホームページに公表する。

(3) 過誤か否か判断できない場合

患者の生死に関わる重大な医療事故については、医療過誤の判断が明確になった時点で記者発表等を行うとともに病院のホームページに公表する。

第6 医療安全管理のための改善方策

I 報告にもとづく情報収集

(1) 報告の目的

- 1) この報告は医療安全を確保するためのシステムの改善や教育・研修の資料とする。
- 2) 本院内における医療事故や、各委員会および部会等からの院内感染に関すること、危うく事故になりかけた事例等を検討し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策を策定する。
- 3) 再発防止策の実施状況や効果の評価・点検等に活用しうる情報を院内全体から収集する。

(2) 報告する事項

1) 報告する期間

すべての職員は、本院内で次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、概ねそれぞれに示す期間を超えない範囲で、速やかに報告するものとする。

2) 医療事故

医療側の過失の有無を問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合は、発生後直ちに上司へ報告→上司からは直ちに医療安全管理室→院長へと報告する。

3) 医療事故には至らなかったが、発見、対応等が遅れば患者に有害な影響を与えたと考えられる事例は速やかに上司または医療安全管理室へ報告する。

4) 院内感染に関すること

速やかに上司または医療安全管理室へ報告する。

5) その他、日常診療のなかで危険と思われる状況

適宜、上司または医療安全管理室へ報告する。

(3) 報告の方法

1) 前項の報告は、原則として別に報告書式として定める書面をもってインシデント・アクシデント報告により行う。ただし、緊急を要する場合にはまず口頭で報告し、患者の救命措置等に支障が及ばない範囲で、遅滞なく書面による報告を行う。

2) 報告は、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿類に基づき作成する。

3) 自発的報告がなされるよう上司は報告者名を省略して報告することができる。

2. 報告内容の検討等

(1) 改善策の策定

1) 医療安全管理委員会は、前項の定めに基づいて報告された事例を検討し、医療安全管理上有益と思われるものについて、再発防止の観点から、本院の組織としての改善に必要な再発防止対策を作成するものとする。

2) 改善策の実施状況の評価

医療安全管理委員会は、すでに策定した改善策が、各部門において確実に実施され、かつ医療安全対策として有効に機能しているかを常に点検・評価し、必要に応じて見直しを図るものとする。

3. その他

(1) 院長、医療安全管理室員および医療安全管理委員会の委員は、報告された事例について職務上知り得た内容を、正当な事由なく他の第三者に告げてはならない。

(2) 本項の定めにしたがって報告を行った職員に対しては、これを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

第7 安全管理のための指針・マニュアルの整備

I 安全管理マニュアル等

安全管理のため、本院において以下の指針・マニュアル等（以下「マニュアル等」という）

を整備する。

1. 医療安全管理マニュアル
2. 院内感染対策指針
3. 医薬品安全使用マニュアル
4. 輸血マニュアル
5. 褥瘡対策マニュアル
6. その他

II 医療安全管理マニュアル等の作成と見直し

1. 上記のマニュアル等は、関係部署の共通のものとして整備する。
2. マニュアル等は、関係職員に周知し、また、必要に応じて見直す。
3. マニュアル等は、作成、改変のつど、医療安全管理委員会に報告し、医療安全管理室にて管理する。

III 医療安全管理マニュアル等作成の基本的な考え方

1. 安全管理マニュアル等の作成は、多くの職員がその作成・検討に関わることを通じて職場全体に日常診療における危険予知、患者の安全に対する認識、事故を未然に防ぐ意識などを高め、広めるという効果が期待される。すべての職員はこの趣旨をよく理解し、医療安全管理マニュアルの作成に積極的に参加しなくてはならない。
2. 医療安全管理マニュアル等の作成、その他、医療の安全、患者の安全確保に関する議論においては、すべての職員はその職種、資格、職位の上下に関わらず対等な立場で議論し、相互の意見を尊重しなくてはならない。

第8 その他 医療安全管理指針の周知、閲覧

I 本指針の周知

本指針の内容については、院長、医療安全管理室、医療安全管理委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。

II 本指針の見直し、改正

1. 医療安全管理委員会は、少なくとも毎年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする。

2. 本指針の改正は、医療安全管理委員会の決定により行う。

Ⅲ 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には医療安全管理室が対応する。

医療安全管理指針については、本院のホームページに掲載することを原則とする。

附則

この指針は平成26年4月1日より施行する

附則

この指針は平成28年4月1日より施行する

<1-2改正、1-4追記、2-2改正、4-3改正、8-4追記、(附)改正>

附則

この指針は平成28年8月1日より施行する

<項目番号の見直し>

<第2-I改正、第2-II改正、第3-I改正、第3-II改正、第3-III改正、第3-V改正、第3-VI改正、第5-II改正、第5-IV改正、(附)改正>

附則

この指針は平成30年4月1日より施行する

<第3-II改正、第3-III改正>

(附) インシデント・アクシデントの患者影響度分類

1 インシデント (ヒヤリ・ハット)

- レベル 0 : エラーが発生した、もしくは医薬品・医療器具に不具合があったが、事前に何らかの理由で患者には実施されなかった。
- レベル 1 : エラーが発生し、患者に実施したが、患者には実害はなかった。(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)
- レベル 2 : エラーが発生し、患者に実施し、何らかの実害はあったが、処置や治療は不要であった。(患者の観察の強化、バイタルサインの軽度の変化、安全確認の検査などの必要性は生じた。患者または家族からクレームがあった)
- レベル 3a : 事故により、患者に実害が発生し、治療の必要が生じた。障害・後遺症は残らない。(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与)

2 アクシデント (医療事故)

- レベル 3b : 事故により、患者に実害が発生し、濃厚な治療や処置の必要性が生じた。障害・後遺症は残らない。(バイタルサインの高度の変化、人工呼吸器装着、手術施行、入院日数の増加、外来患者の骨折入院)
- レベル 4 : 事故により永続的な障害や後遺症が残る。
- レベル 5 : 事故により死亡 (原疾患の自然経過によるものは除く)